

平成 30 年 7 月 30 日

## 踏切警備員の案内に関するご意見について

いつも大変お世話になっております。

ご意見のありました、自転車通行者の方へのご案内についてご報告申しあげます。

踏切警備員は歩行者に限らず、自転車、自動車が安全に、そして円滑に通行していただけるよう、列車運行状況を把握しながら細心の注意を払ってご案内しております。特に連続遮断で通行者が滞留した時は、踏切が開いた際、円滑、迅速に渡れるよう、踏切待ちの通行者の方々へお待ちいただく場所をご案内しているのが現状です。

自転車は、基本的には車道を走行するよう義務付けられておりますが、以下の場合は歩道を通行してもよいことになっています。

### 【歩道を通行できる条件】

歩道が設けられている道路においては、基本的に車道を通行しなければならないが、法で定められた条件を満たしている場合に限り、歩道を通行することもできる。

自転車は車両であるため、歩道が設けられた道路においては、基本的に車道を通らなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、歩道を通行することもできる。

- 「自転車通行可」の道路標識または「普通自転車通行指定部分」の道路標示がある歩道を通るとき
- 運転者が13歳未満もしくは70歳以上、または身体に障害を負っている場合
- 安全のためやむを得ない場合

以上のことから、踏切警備員は可能な限り歩道部分に寄っていただくことで、全ての通行者の方々に安全に、そして迅速、円滑に渡っていただくことが出来るため、そのようなご案内を行いました。引き続き、通行者の方々にご協力をいただき、当該踏切道を安全に渡っていただけるよう細心の注意を払ってご案内いたしますので、何卒ご理解、ご協力をお願い申しあげます。

以 上